

「犯罪や非行を防止し、

立ち直りを支える地域のチカラ」

7月は社会を明るくする運動の強調月間

社会を明るくする運動は、犯罪・非行の防止と、罪を犯した人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

7月1日から1カ月の間、全国各地で新聞やテレビ等による広報が行われるほか、街

頭キャンペーンなど地域に根差したさまざまな運動が展開されます。

◇更生保護活動としての「社会を明るくする運動」

更生保護活動は、犯罪をした人や非行のある少年が、地域の一人として受け入れられるように理解を促し、彼らが再び犯罪や非行をしないような環境を作ろうというものです。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けだけでなく、地域社会の理解と協力が不可欠です。更生保護活動は、保護司や更生保護ボランティアのほか、関係機関・団体との幅広い連携で推進され、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに手を貸すように地域の理解を深めるよう促しています。「社会を明

るくする運動」もこうした活動の一つです

◇小学校訪問と街頭キャンペーン

本町の保護司会と更生保護女性会でも、毎年7月に「社会を明るくする運動」として、小学校の訪問と街頭キャンペーンを行い、更生保護への理解を呼び掛けています。

更生保護女性会（板倉悦子会長）では、小学校訪問の際、「子どもたちが、青竹のようにまっすぐ、そしてたくましく成長してほしい」との願いを込めた手作りのしおりを毎年プレゼントしています。



心を込めてしおりを作る 更生保護女性会員

れるのがやりにくい。一枚一枚心を込めて折っています」と話してくれました。

◇子どもたちを犯罪から守るために

子どもたちが犯罪や非行に関わらないよう、保護者の皆さんが、子どもの行動を日ごろから把握し、微妙な変化も見逃さないようにしましょう。

また、防犯組合をはじめ、民生児童委員・学校関係者などによる防犯パトロールなど、地域に住む大人が力を合わせ、子どもたちを犯罪から守るための取り組みを行うことが重要です。

大切な子どもたちが被害に遭わないよう、地域の皆さんも協力して、取り組みましょう。

問 社会福祉児童課 社会福祉班

☎(70)0330

産業文化祭

「文化の部」参加者募集

同好会やサークル活動など、生涯学習活動に取り組みされている方の学習成果の発表・学習意欲の向上や地域の皆さんの触れ合いの場として、産業

文化祭「文化の部」を開催します。

日々の学習成果を発表してみませんか。

▼期日 10月30日(土)・31日(日)

▼申込方法 中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンターの窓口にて申し込み

▼申込期限 7月23日(金)

▼その他 参加者は説明会出席・会場設営・連絡調整などに協力ください。

・展示場所・出演時間など希望に添えないこともありま

す。

問 生涯学習課 生涯学習班

☎(70)0380



社会を明るくする運動の街頭キャンペーン

65歳からの

貯筋(ちよきん)アップ講座

高齢になっても、いつまでも元気に生活できるように、体の貯筋(体力向上・筋肉維持)をしませんか。

自宅で簡単にできる運動を紹介いたしますので、今の健康を保つためにも体を動かして、気持ちのよい汗をかきましょう。

▼日時 8月19日(木)9時30分～11時30分(9時受付開始)

▼会場 保健文化センター3階ホール

▼対象 町に住所を有する65歳以上の方

▼講師 大津桂子氏(健康運動指導士元悠々セミナー講師)

▼募集人数 先着50人

▼申込方法 健康介護課窓口または電話で申し込み

▼服装・持ち物 運動ができる服装と靴、飲み物

問 健康介護課 高齢者支援班 ☎(70)0332



昨年のステージ発表



昨年の作品展示発表

地域包括支援センターだより 36

～見逃さないで！高齢者の脱水～

気温が高くなってくると気をつけたいのが水分不足です。特に高齢者は気がつかないうちに脱水となり、脳梗塞や心筋梗塞を起こしやすくなるなど、重症になる恐れがあります。

ちょっとした水分不足が脱水につながりますので、高齢者ご本人と周りの方が注意して、脱水を予防しましょう。

○高齢者が脱水を起こしやすい理由

▶成人男性の水分量が60%であるのに対して、高齢者は55%と総水分量が少ないため

▶加齢により腎機能が低下することから、老廃物を出すためにたくさんの水分を必要とし、排せつする水分が多くなるため

▶のどが渇いても感じにくくなっていたり、トイレを気にして水分を控えたりしてしまうため。

▶常用している利尿剤、下剤などの薬の作用

○脱水の症状

▶皮膚の症状=皮膚の冷感、つまむ

と元に戻りにくい、脇の下の乾燥
▶口腔内の症状=口唇・舌・口腔内粘膜の乾燥、唾液に粘り気がある
▶全身状態=元気がない、熱がある、放心状態

○脱水の予防

- ①こまめに水分を補給する(食事以外に500～1500mlの水分が必要)
- ②日中の暑い時間帯は戸外の作業を控える
- ③室温が高くならないようにクーラーなどで調節する
- ④下痢や嘔吐をした時、また大量に汗をかいた場合はスポーツドリンクなどで水分と電解質を補給する

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

問 地域包括支援センター
☎(70)0439
FAX(70)1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎(70)1666

ねんきんナビ

国民年金保険料の免除制度

国民年金は、老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が公的年金に加入することを義務付けられています。

平成22年度の国民年金保険料は15,100円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請することにより保険料の納付が免除されます(別表参照)。

●制度を利用される場合は

本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ一定の基準以下であることが条件となります。

ただし、一部免除制度は、納付すべき保険料が未納の場合は、免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金受給資格期間に含まれないことから、必ず保険料を納付する必要があります。

(別表) 免除制度別の対象となる所得額

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
4人(夫婦、子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身	57万円	93万円	141万円	189万円

●免除申請は毎年7月に

免除申請の始期と終期は、7月から翌年6月までとなっています。そのため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除を希望される場合は、原則として毎年7月以降に申請が必要となります。

なお、全額免除または若年者納付猶予を承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

●その他の制度

- ▶若年者納付猶予制度=30歳未満の方
- ▶学生納付特例制度=学生の方
- ▶法定免除=障害年金受給者、生活保護の方

問 住民課 国保年金班

☎(70)0334